

Net Work Report FORWARD

ネットワークレポート
フォワード 第54号

for working together

特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク
〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14(エルおおさか4F)

TEL:06-6949-0350
FAX:06-6949-1256

http://www.workwith.or.jp/
E-mail:o-isc@onyx.dti.ne.jp

発行人/湯川 隆司

今号のごあいさつ

「さらに、もう一步前へ！」

代表理事 湯川 隆司

初夏の候、皆様にはお健やかに過ごしの事とお喜び申し上げます。

さて、今回もダイキンサンライズ摂津様の会場をお借りして、5月23日に第15回通常総会を開催させていただきました。お忙しい中、会員はじめ関係者の方々にご出席をいただき、ありがとうございます。総会では、下記についてお諮りさせていただきました。

各事業について【インターンシップ事業】は、独自事業2年目として、引き続き支援学校を含む一般校や、各種専修学校関係の方々とのネットワークを広げていきます。在学中並びに卒業に向けて“はたらきたい！”気持ちに寄り添い“ためらいととまどい”の解消を目指します。【ジョブコーチ事業】は、受講修了者が1000人を突破しました。今年度は、2018年の精神障害者雇用義務化を踏まえ、送り出しと受け入れ側の両輪でのサポート体制強化と拡大に向けて取り組んでいきます。【地域ネット事業】は、“合理的配慮と障害者差別撤廃法”をテーマに、幹事事業所を中心に企業での見学会と、実際にはたらく当事者のディスカッションイベントを実施し、それぞれ立場の垣根を越えて、共に語り合う場を実現します。【生活困窮者自立支援研究会】は、“就労準備支援事業ならびに中間的就労”等に関わった事業展開が、このネットワークで取り組めるかどうか検討していきます。その為の定期的な勉強会開催と、その事業に関わっている方々や団体等へ出向き、制度の理解と現状や課題・展望を直接お聞きし、当ネットワークの強みである“雇用・就労支援”で、本制度への具体的な関わり方を立案する年とします。【Cllleague (コリーグ)】は『発起人会』を

開催しました。雇用・就労支援制度全体は底上げされ“障がいのある方はたらくこと・くらすこと”は確実に前進をしました。しかし、すべての障がいのある



湯川代表理事

方が解消されたわけではありませんし、制度が充実して支援機関が増え、サポート同志の相互理解・連携が更に必要と考えています。そこで、若い福祉従事者を主に支援へ関わる方々が、本来あるべき姿となる『社会福祉の原点』に立ち返る学びと、議論する場を年2回開催します。

このように、企業と支援機関の連携はもとより、“教育現場との連携”“就労支援の人材育成と新たな支援者との協働”“障がいのある方々に関わる新たな社会問題の解決へのチャレンジ”に取り組んでいきます。その行く先には『障がいのある・なしに関わりなく、みんなこの大阪の地で、当たり前にはたらく・くらす』ことを目指し、“さらに、もう一步前へ！”の気持ちで進みたいと考えています。ご理解いただきますとともに、これまで以上のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、『2015障がい者雇用フォーラムin大阪』を、9月18日(金)にドーンセンターで開催します。今回は“障害者権利条約”について、障がいのある方の権利の実現と人権尊重に向けて、具体的に進めていくことを目指した公開シンポジウムを開催します。どうぞご期待ください。

第15回通常総会開催

『働き続けるための仕組み作り』から
『あたり前に働くために』

広報事業部 岩崎 富巳子

平成27年5月23日（土）、NPO法人大阪障害者雇用支援ネットワーク（以下、当法人）は、第15回通常総会を㈱ダイキンサンライズ摂津で開催した。当法人の正会員数は、平成27年3月31日現在107名。通常総会当日は、正会員出席者36名、委任状42名の計78名と、過半数以上の出席で総会が成立した。

主催者を代表して湯川隆司代表理事より、「『働き続けることをどう実現するか』が直近の課題であり、すべての障害のある方には、まだ解決されていないという実情と、障害者権利条約を含め、ジョブコーチなどの制度が変わっていく中、我々は、障がいのある方、生き難さを抱えた方々の現場で困難としている課題を持ち寄り、組織を越えた連携で改善を図り、前に進んでいく集団である」と挨拶した。

来賓挨拶として、大西靖彦大阪労働局職業安定部職業対策課長より、障がいのある方が主要な場においていきいきと活躍できるよう、支援団体と連携を図りながら、障がい者の就職、その後の職場定着に向けた積極的な支援について、吉野隆之大阪府商工労働部雇用推進室職業促進課長より、精神障がい者、発達障がい者の雇用の拡大とその後の職場定着に向けた環境整備について、多賀雅彦連合大阪事務局長より、職場で組織をしている仲間、現場で働いている者の団体である労働組合として、職場に障がいのある方や、さまざまな事情のある方を包摂的に働く職場を作り、当法人との連携強化について、それぞれ祝辞をいただいた。



大西課長



吉野課長



多賀事務局長

平成27年度 事業計画

1. 事務局・会務関係事業部

(1)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する
会議、講習会の開催

〔定例会開催〕

従来の障害のある人の雇用（就労）について考えると共に、様々な社会問題（生きづらさを感じている人やその仕組みや現状）にも目を向け、当法人がこれから果たすべき役割について、一歩踏み込んで考えることができる定例会を企画。

(2)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する
調査、研究

〔生活困窮者自立支援研究会〕

就労準備支援事業ならびに中間的就労などに関わった事業展開について、当法人で活かすことができるかを昨年に引き続き考える。
〔Colleague（コリーグ）開催〕

障がいのある人たちのために多様な事業者が出現した今、支援の質向上や支援者間の連携・相互理解こそが大切になりつつある。『社会福祉の原点』に立ちかえり、実践者同士が生きた議論ができる場を作る。

2. インターンシップ事業部

《執行方針》

障がいのある人の就業支援の中で社会のしくみとしてまだ着手されていない分野に着

目し、独自事業として実施する。特に、教育分野と最大の社会参加である一般就業とのスムーズな移行に着目し、働く体験のない学生・生徒を対象に、実際の企業の中で体験事業を実施する。また、支援ノウハウや就労支援に関する知識情報の少ない教職員に向け、フィールドワーク型研修を実施する。

さらに、障がいのある人の就労支援に係わる様々な分野の支援者を対象に情報提供事業を実施し、支援の価値観の共有を図る。

(1)障がいのある人の職場実習

〔学生インターンシップ研修〕

(一般高、専修学校等在籍の障がい学生・生徒の企業体験)

当法人に参画している企業やOSK企業ネットの会員企業など、障がい者雇用を理解のある企業の労働環境を利用し、就業体験のない学生・生徒のインターンシップを実施する。就業の為に必要な知識・技能、生活習慣など、本人のアセスメントおよび職業準備性の確認を行い、一般就業の糸口を探る。

(2)雇用と就業の推進に関する講習会開催

〔進路担当者研修〕

(フィールドワークとグループワーク)

一般高校、私立高校、高等専修学校など障がいのある生徒への進路指導者を対象に、地域の支援機関を知ると共に活用方法を学ぶ。視察により臨場感のある情報を得ると共に、振り返りで参加者の意見交換を行い就業支援力の向上を図る。

(3)働くための社会資源の説明研修

〔座学と視察〕

企業の雇用管理担当者、就業支援機関、学校進路指導者など、障がいのある人の就労支援・雇用管理を業務とする方、特に初任者を対象として基本的な就業支援制度や知識、支援方法の研修(座学)を行い、雇用企業や就業支援機関の視察により知識を深める。

3. 地域ネット事業部

《執行方針》

障がい者雇用企業における、障がい者の職場定着や雇用管理上の問題、ハッピーリタイ

アメントも見据えた就労・生活支援での問題解決を図るため、企業が主体となって相互の情報交換をし、支援し合う事ができるネットワークづくりに取り組む。また、障がいのある人が地域で働き、充実した生活を営める環境づくりの一翼を担う確固とした社会資源となるように、地域の関係諸機関等との連携を検討する。

(1)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する見学会の開催

〔OSKネットワーク見学会〕

「障害者差別解消法、合理的配慮を考える」をテーマとした企業見学会の実施。

(2)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する会議の開催

〔OSKネットワーク幹事会議〕

大阪府下の各地域でのネットワーク構築と継続を図るための検討・運営会議の開催。

(3)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する会議、講演会の開催

〔働く当事者ディスカッションイベント〕

働く当事者同士が、情報・意見交換、モチベーションアップを目的に、見学、会合、懇親などを行う機会を作る。

4. ジョブコーチ養成事業部

《執行方針》

平成27年4月より、これまでの「第1号及び第2号職場適応援助者助成金」が、新たに「訪問型及び企業在籍型職場適応援助者助成金」へと変更、認定法人の要件も緩和され、これまで以上にジョブコーチ支援が活用される。平成18年より職場適応援助者養成研修機関として指定を受け、1,055名の受講修了者を輩出した。今後ますます高まるジョブコーチ支援へのニーズに対応するため、引き続き定期的に研修を開催していくとともに、受講修了者のネットワークや他の研修機関とのネットワークも視野に入れた活動を進める。

(1)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する講習会の開催

〔職場適応援助者養成研修の開催（大阪版）〕
 （ジョブ・メイト／ジョブ・コンダクター養成事業）

訪問型及び企業在籍型職場適応援助者の養成研修の実施。

〔アドバンス研修の開催〕

（ジョブ・メイト／ジョブ・コンダクター養成事業）

受講修了者及び講師等との交流。

(2)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する 会議の開催

〔職場適応援助者養成研修機関連絡会への参画〕

職場適応援助者養成研修機関であるJC-NET、大阪障害者雇用支援ネットワーク、全国就業支援ネットワーク、くらしえん・しごとえん、の4機関が集まり、養成研修や職場適応援助者の制度のあり方について情報交換を行う。

5. 広報事業部

〈執行方針〉

就業しようとする障がいのある人とそれを取り巻く事業主、支援者や家族をはじめとする関係者、そして、障がいのある人の就労に関心のある人に対して広く情報を提供する。また、当法人の活動を広く知らせることにより、会員の拡大を目指します。

(1)障がいのある人の雇用と就労の推進に関する 会議、講習会の開催

〔2015 障がい者雇用フォーラムin大阪〕

連合大阪や関西経済連合会などと連携し、障がいのある人の雇用と就労の促進を目的とした雇用フォーラムを開く。

(2)障がいのある人の職務開発と雇用の推進に 関する支援と情報の提供

〔広報啓発事業〕

①機関誌「FORWARD」の発行

障がいのある人の雇用と就労の推進に関する会員向け会報を年3回発行。

②「ホームページ発信」「Facebook発信」

当法人のすべての事業内容を公開し、一般市民の参画、遠隔地からの会員拡大を目指す。



すべての議案において可決された

閉会にあたり、井尻雅之副代表理事より「役員体制を含めた一年間の活動について、ご確認いただいた。厚生労働省の発表からも、障がい者雇用の数字は、増加の一途を辿っているが、解雇の数字を見ると、約1,200人とあまり変化がない。就労をスムーズにしていくために、当法人の役割があるのではないかと思う。生活困窮者自立支援やColleague（コリーグ）など新しい活動の転換期を迎えている。守るべきものと変えていくべきものを、しっかり理事会、定例会の中で議論し、取り組んでいきたいと思う。引き続き、ご支援、ご協力をお願いします。」と挨拶した。

〔新役員体制〕

代表理事	湯川 隆司
副代表理事	井尻 雅之
副代表理事	嶋田 彰
理事	乾 伊津子
理事	岩崎富巳子
理事	奥脇 学
理事	酒井 京子
理事	澁谷 栄作
理事	關 宏之
理事	出口 哲史
理事	時枝 民生
理事	矢野 孝
監事	北村 晋
監事	安蔵 崇史

総会記念講演

『障害と人権』

障がいのある労働者もない労働者も
ともに働きやすい職場を目指す

弁護士 池田 直樹 氏

広報事業部 岩崎 富巳子

第15回通常総会終了後、弁護士として早くから人権擁護の活動にご尽力されている池田直樹様をお招きし、『障害と人権』のテーマでご講演いただいた。日本が障害者権利条約に批准するまでの過去の社会を振り返った。

◆障がいのある人を排除してきた社会

精神障がい者施策については、法制度の動向を理解し、その起源に遡って変遷の歴史を考えなければならない。精神衛生法（1950）が制定されるまでは、精神病者は社会から隔離、監禁しなければならない狂暴で危険な存在とみなし、監視の責任を家族に負担させていた。精神衛生法制定以後、精神医学の進歩、障がい者人権意識の高まり、当事者運動の前進などの要因により、精神保健法（1987）と改められ、「医療および保護」の視点から、それに社会復帰が加わった。

◆障がいのある人を保護してきた社会

福祉、保護という意味で隔離ではなく、その人自身の利益のために、何らかのサービスを提供する、という視点が変わった。

第2次世界大戦の戦傷病者、傷付いた兵士を中心に、終戦後も国が保護していた。また、障がいのある子どもは、就学義務が免除されていたが、養護学校があるなら、養護学校に入れるようにすべきだと、養護学校への就学が義務化された。

精神薄弱者福祉法（1960）は、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、援助するとともに必要な保護を行うことを、国が考えるようになった時代の法律である。



池田弁護士

◆障がいのある人を仲間として受け入れた社会

これは、現在の社会です。1948年の世界人権宣言に続いて、1970年代に入り、障がい者の権利宣言が行われ、日本においても障害者基本法が制定された。1980年の国際障害者年が、ターニングポイントとなる。国連が障がい者の完全参加と平等を達成目標として掲げたことは大きいですが、35年経った現在も、未だに実現されていない。

日本では、精神衛生法から精神保健法に変わり、今は精神保健福祉法（1995）に改正された。「自立と社会参加の促進のための援助」という福祉の要素を位置づけ、従来の保健医療施策に加え、精神障がい者の社会復帰等のための福祉施策の充実も、法律上位置づけが強化された。その後、全国各自治体で差別禁止条例が制定された。その地域で障がいを理由に、住みにくさや差別という個別の問題ではなく、行政が間に立ってどう折り合いをつけるか、少しずつ解決していくということになった。

◆最後に…

平成26年1月、日本は障害者権利条約に批准した。条約締結の前提として、民主党政権下において『障害者制度改革推進会議』が設置され、その成果として、障害者差別解消推進法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、の国内法が整備された。

また、障害者雇用促進法の改正により、来年4月以降、障がい者雇用の現場も新しい窓口、システムなどができる。働く障がい者からいろんな声が出た時には、最低限の説明をお願いしたい。まずは、問題を受け止め、その問題点を共有した上で、解決するための案を出し合い合

意してほしい。合意できなければ、行政が介入することになるだろう。

◆講演まとめ

障害者権利条約の中で、比較モデルから社会モデルの転換が謳われている。これは、障がいを負う方の現実、歴史が求められてきたことである、ということ今回学ばせていただいた。障がいのある方と関わる仕事をしている我々は、人権活動を繋いで取り組んでいくことになり、その重さと、それに携わる誇りと可能性にむけて、これからも進んでいきたいと思う。

働くための社会資源の説明研修

精神(発達)障がいのある人とともに働く!

大阪市職業リハビリテーションセンター 堤 世津子

平成27年2月4日(水)と5日(木)、「働くための社会資源の説明研修」を開催した。今年度は、精神(発達)障がいのある人の雇用や就労支援について、制度と社会資源を学ぶ内容で実施し、企業や支援機関の方、学校の先生等62名が参加した。

1日目は、真銅申一大阪労働局障害者雇用対策係長の「ハローワークの機能と精神障がい者の雇用支援」の講義から始まり、就労移行支援事業所や能力開発施設、障がい者就業・生活支援センターで精神(発達)障がいのある方の支援について、事例とともに学んだ。

2日目は、5コースに分かれ、精神(発達)障がい者を雇用している企業や支援機関を視察した。各視察先では、事業内容、障がい特性への配慮や関係機関との連携など、具体的な事例を交えて説明いただき、現場を見学した。見学後には、参加者からの感想や質問、普段困っていること等、活発に意見交換をすることができた。それぞれ立場は違っても、障がいのある人



精神(発達)障がい者支援とは何かを5名の講師から学んだ

と関わる者同士、共感するところが非常に多かったのではないかと思います。

連日の研修で、2日目はコースによって移動距離も長く、少しタイトな研修にはなったが、内容については満足していただけたのではないだろうか。お忙しい中参加していただいた皆さま、講義、視察を引き受けていただいた関係機関の皆さま、心より感謝申し上げます。

以降、参加者からのアンケート結果です。

アンケート結果より（回収58名）**<内容について>**

座学：「とても勉強になる。もっと詳しく聞きたい」「内容が盛りだくさんで、時間に詰め込みすぎる」「精神障害者の就労が身近に感じた」「質疑応答の時間をとって欲しい」

視察：「2日目が勉強になった」

Aコース：14名（㈱ダイキンサンライズ摂津+大阪市職業リハビリテーションセンター）

Bコース：13名（支援センターさくら+丸善運輸倉庫㈱）

Cコース：13名（J S N門真+㈱ニッセイ・ニュークリエーション）

Dコース：11名（ハウスあいファクトリー㈱+大阪府立たまがわ高等支援学校）

Eコース：7名（大阪 I N A 職業支援センター+㈱高島屋大阪店）

<料金について>

☆料金が高い 13人（22.4%）「もう少し安い方が参加しやすい」「半額」等

☆適切 37人（63.8%）「受講料以上の成果はあった」等

☆記入無 8人（13.8%）

<カリキュラムについて>

☆2日のままでいい 41人（70.7%）「座学だけではなく視察できるのが魅力的」「時間がタイトだった(Aコース)」「座学の進行が速い」「1日目がとてもタイトだった。質問の時間が欲しい」

☆1日でまとめる 7人（12.1%）「現場を2日抜けるのは痛い」

☆その他 3人（5.2%）「障がい分野や機関で分けて行うのも検討して欲しい」「時間に余裕がない」

☆記入無 7人（12.1%）

<どこで知ったか>

☆HP 3人（5.2%） ☆チラシ 31人（53.4%）

☆知人の紹介 7人（12.1%） ☆その他 10人（17.2%）（会社から、メール、DM、会報、OSK等）

☆無記入 7人（12.1%）

<その他：当法人に期待することや研修内容の要望など>

☆別のコースで、是非機会をいただきたい。

☆特に2日目の見学は勉強になった。見学会の開催をお願いしたい。

☆研修会要望

①支援機関、企業との交流会の開催

②個別就労支援の発表（当事者発表含む）

☆非常に有意義な研修でした。今回、見学の移動時間がかかり、昼食の時間がなかったので、検討してほしい。

☆参加されている方とも関わることで、さらに勉強になった。

☆就労に向かうリカバリー期の充実も必要だと感じた。

☆精神障がいの講義が集中的に聞けて、とても参考になった。

☆障がい者雇用に関し、手探りで心細く感じる人が多いので、また参加していきたい。

☆貴重な体験ができ、今後の就労支援に活かしたい。

☆事例をたくさん聞きたい。

☆いろいろな移行支援の取り組みについて知りたい。

☆心療内科など専門医師との質疑応答など、様々なケースを教えてほしい。

【第1回 Colleague発起人座談会】**『社会福祉の原点』をとことん語り合おう!****—今思うこととこれからに向けて—**

その昔、研修会として実践者が集ったColleague '01（コリーグゼロワン）は、2001年で幕を閉じました。その後、さまざまな制度改革があり、2006年に障害者自立支援法が施行され10年が経過しています。この間、障がいのある人たちを取り巻く環境は様変わりし、福祉制度としては一見充実した感があります。しかし、すべての障がいのある人の問題が解消されたわけではなく、多様な事業者が出現した現在、支援の質が問われ、支援者間の連携や相互理解も十分ではありません。このような今こそ、『社会福祉の原点』に立ちかえり、実践者同士の生きた議論の場として「Colleague」を始動させます。

初回は、Colleague '01（コリーグゼロワン）をよく知る発起人に加え、現在地域で活躍する実践者に加わっていただき、あるべき『社会福祉の原点』を探り、“今思うこととこれからに向けて”をテーマに、多面的に議論していただきます。若い福祉従事者をはじめ、支援に関わる方、研究者、家族の方など、多くの方のご参加をお待ちしています。

☆日 時：平成27年7月11日（土）13:30～16:00

☆会 場：エル・おおさか南館 7階

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 TEL:06-6942-0001

京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m

京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

☆座談会登壇者（予定）

- ・ Colleague発起人（50音順）

荒川 輝男（社福）そうそうの杜／奥西 利江（社福）維雅幸育会ふっくりあ／角森佐岐子（社福）大阪市手をつなぐ育成会／酒井 京子 サテライトオフィス平野／城 貴志 滋賀県社会就労事業振興センター／白江 清（特非）ワークステージ／新原 淳（社福）北九州市手をつなぐ育成会／高井 敏子（社福）加古川はぐるま福社会／南石 勲（社福）ワークスユニオン／野林 博文 千里作業指導所／矢野 孝 矢野紙器株

- ・ 司 会：湯川 隆司（代表世話人：（社福）ワークスユニオン）
- ・ コメンテーター：關 宏之（（社福）日本ライトハウス）
- ・ 事務局：嶋田 彰（副代表世話人：（社福）日本ライトハウス）
乾 伊津子（事務局担当：大阪市職業リハビリテーションセンター）

☆入会＆参加申込：

- ・ Colleague入会兼第1回研修会への申込については、当法人へご連絡ください。
- ・ 年会費は10,000円（ゲスト会員は、資料代・参加費6,000円として参加できます。）
- ・ Colleague研修会は、年2回程度開催します。